

## 津市浄化槽設置整備事業補助金交付要領

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 19 年 3 月 27 日

平成 20 年 3 月 24 日

平成 23 年 3 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 18 年津市訓第 61 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活排水対策重点地域の交付対象)

第 2 条 要綱第 4 条第 1 項の当分の間とは、原則として 7 年以上とする。

(交付申請の期限)

第 3 条 要綱第 6 条ただし書及び第 9 条の浄化槽付きの専用住宅を取得した日とは、当該専用住宅に係る所有権が営利専用住宅建築者から浄化槽付住宅取得者に移転した日又は浄化槽付住宅取得者の住民登録が当該専用住宅へ異動した日のいずれか早い日とする。

(交付申請の添付書類)

第 4 条 要綱第 7 条第 4 号の厚生省指針に適合しているものであることを証する書類とは、次に掲げる書類とする。

(1) 全国浄化槽推進市町村協議会の定める浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領（次号において「要領」という。）第 6 条第 1 項の規定により交付された、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証の写し

(2) 要領の規定に基づき、登録者が発行する登録浄化槽管理票（C 票）

(事前協議書の様式及び添付書類等)

第 5 条 要綱第 8 条第 1 項の別に定める事前協議書は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請に係る事前協議書（第 1 号様式）とする。

2 要綱第 8 条第 1 項第 2 号の市長が必要と認める書類とは、浄化槽の設置工事の見積書又は内訳明細書の写し及び工程表とする。

3 要綱第 8 条第 2 項の規定による回答は、浄化槽設置整備事業補助金交付申

請について（第２号様式）によりこれを行うものとする。

（実績報告書の添付書類）

第６条 要綱第９条第３号の設置工事の状況が確認できる写真とは、次に掲げる写真とする。

- (1) 浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１０号に規定する浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 基礎工事の状況を示す写真
- (3) 据付工事の状況を示す写真
- (4) かさ上げの状況を示す写真

２ 要綱第９条第４号の設置工事に係る確認書とは、合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成元年２月８日衛浄第８号）別表に掲げるチェックリストとする。

３ 要綱第９条第５号の浄化槽付きの専用住宅を取得し、又は当該専用住宅に自ら居住していることを証する書類とは、補助金交付申請者の当該専用住宅に係る登記事項証明書又は住民票の写しとする。

（委任）

第７条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要領は、平成１８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要領の規定は、平成１８年４月１日以後の申請又は協議に係る補助金の交付手続について適用し、同日前の申請又は協議に係る補助金の交付手続については、なお合併前の津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱施行細則（平成１０年４月１日施行）、河芸町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領（平成３年河芸町要領第１号）、安濃町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領（平成５年安濃町要領第１号）又は白山町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付細則（平成５年白山町細則第３号）の例による。

附 則（平成１９年３月２７日）

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月２４日）

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月１６日）

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付申請に係る事前協議書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

標記について、分譲を目的とした専用住宅に浄化槽を設置したいので、津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 浄化槽の設置場所、種類、認定番号及び処理対象人員

| 設 置 場 所 | 種 類 | 認 定 番 号 | 処理対象人員 |
|---------|-----|---------|--------|
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |

2 専用住宅の種類

(1) 専用住宅

(2) 店舗等を併用した専用住宅

ア 居住の用に供する部分の面積  $m^2$

イ その他の面積  $m^2$

3 浄化槽の設置工事の着手及び完了予定年月日

年 月 日工事着手

年 月 日工事完了

4 添付書類

(1) 浄化槽調書若しくは浄化槽に係る建築確認に係る建築確認申請計画変更届出書又は浄化槽の設置に係る届出書の様式の写し

(2) 浄化槽の設置場所の案内図

(3) 浄化槽の構造図

(4) 浄化槽の設置工事の見積書又は内訳明細書の写し

(5) 浄化槽の設置工事に係る工程表

5 浄化槽付専用住宅の分譲計画

年 月 日販売開始

年 月 日販売完了

第2号様式（第5条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付申請について（回答）

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで提出のあった浄化槽設置整備事業補助金交付申請に係る事前協議書について、補助金の交付の対象になると認められるので、次に掲げる条件を付して回答します。

条件

1 浄化槽の設置場所、種類、認定番号及び処理対象人員

| 設 置 場 所 | 種 類 | 認 定 番 号 | 処理対象人員 |
|---------|-----|---------|--------|
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |
|         |     |         |        |

2 補助の条件

- (1) 年 月 日までに設置工事を完了すること。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - ア 協議内容を変更しようとするとき。
  - イ 工事を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 設置工事が期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難になった場合は、その理由その他必要な事項を書面により市長に報告すること。この場合において、市長が必要な指示を与えたときは、直ちにこの指示に従うこと。
- (4) 設置工事の遂行状況、浄化槽付きの住宅の売買状況等について、市長から要求があったときは、直ちに報告すること。
- (5) 設置工事が完了したときは、速やかにその旨の報告を行うこと。
- (6) 浄化槽付きの住宅の取得者に対して、遅滞なく補助金交付申請を行うように周知すること。
- (7) 補助金交付申請及び実績報告に必要な書類等を売買契約が完了するまでに整備し、浄化槽付きの住宅の取得者が行う補助金に係る手続について必要な援助を行うこと。
- (8) 事前協議の有効期間は、この回答の日から浄化槽が設置された日が属する年度の末日とする。